

○総務省告示第三百五十五号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の七及び第三十四条の八の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十一月二十八日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
【一 略】 二 メタリック伝送路インタフェースの<u>固定電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末は、別表第二号の条件とする。 三 同軸インタフェースの<u>固定電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末は、別表第三号の条件とする。 四 光伝送路インタフェースの<u>固定電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末（映像伝送を目的とするものを除く。）は、別表第四号の条件とする。 【五 略】 六 その他インタフェースの<u>固定電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末は、別表第六号の条件とする。 別表第二号 メタリック伝送路インタフェースの<u>固定電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末 【表 略】 別表第三号 同軸インタフェースの<u>固定電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末 【表 略】 別表第四号 光伝送路インタフェースの<u>固定電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末 【表 略】 別表第六号 その他インタフェースの<u>固定電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末 【表 略】		【一 同上】 二 メタリック伝送路インタフェースの<u>インターネットプロトコル電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末は、別表第二号の条件とする。 三 同軸インタフェースの<u>インターネットプロトコル電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末は、別表第三号の条件とする。 四 光伝送路インタフェースの<u>インターネットプロトコル電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末（映像伝送を目的とするものを除く。）は、別表第四号の条件とする。 【五 同上】 六 その他インタフェースの<u>インターネットプロトコル電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末は、別表第六号の条件とする。 別表第二号 メタリック伝送路インタフェースの<u>インターネットプロトコル電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末 【表 同左】 別表第三号 同軸インタフェースの<u>インターネットプロトコル電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末 【表 同左】 別表第四号 光伝送路インタフェースの<u>インターネットプロトコル電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末 【表 同左】 別表第六号 その他インタフェースの<u>インターネットプロトコル電話端末</u>及び専用通信回線設備等端末 【表 同左】	
備考 表中の「」の記載は注記である。			